

# こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における 取りまとめ

令和6年12月26日

## こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会

|           |                                           |           |
|-----------|-------------------------------------------|-----------|
| <b>第1</b> | <b>こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討の背景</b> ..... | <b>2</b>  |
| <b>第2</b> | <b>令和7年度の制度の在り方について</b> .....             | <b>3</b>  |
| 1         | 令和7年度の利用可能時間について .....                    | 3         |
| 2         | 対象施設及び認可手続について .....                      | 4         |
| 3         | 対象となるこどもについて .....                        | 5         |
| 4         | 利用方式について .....                            | 6         |
| 5         | 実施方式について .....                            | 7         |
| 6         | 人員配置基準について .....                          | 8         |
| 7         | 設備基準について .....                            | 9         |
| 8         | 安定的な運営の確保について .....                       | 9         |
| 9         | その他の事項について（手引、総合支援システム） .....             | 10        |
| <b>第3</b> | <b>令和8年度の本格実施に向けて</b> .....               | <b>11</b> |
| 1         | 令和8年度以降の利用可能時間について .....                  | 11        |
| 2         | 給付化に伴う公定価格の設定について .....                   | 12        |
| 3         | こども誰でも通園制度の従事者に対する研修について .....            | 12        |
| 4         | 市町村による提供体制の整備と広域利用の関係について .....           | 13        |
| 5         | 令和8年度の全国実施に向けた市町村や事業者の準備等について .....       | 13        |
| <b>第4</b> | <b>おわりに</b> .....                         | <b>14</b> |

## 第1 こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討の背景

- こども誰でも通園制度は、『こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）』において、「0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。こうした中、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形の支援を強化する」とされているとおり、『こども基本法（令和4年法律第77号）』に規定された基本理念を踏まえ、保育所等（※）に通っていないこどもも含め、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するために具体化が進められてきたものである。

（※）保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所等

- この制度は、令和6年6月に成立した『子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）』により、令和7年度以降、『児童福祉法（昭和22年法律第164号）』において、「乳児等通園支援事業」として位置付けられ、『子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）』においては、令和7年度に限り、地域子ども・子育て支援事業の一つとして実施され、令和8年度以降、「乳児等のための支援給付」として全国で実施される「給付制度」となる。

なお、今年度においては、本格実施を見据えた試行的事業を実施している。この試行的事業については、昨年度に開催した「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」において、その在り方を検討してきたところである。

- このような状況の中で、こども誰でも通園制度の令和7年度からの制度化及び令和8年度からの本格実施に向けて検討が必要な各論点について検討するため、学識経験者や自治体等が参画する、「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」を本年6月26日に立ち上げ、複数回にわたり議論を行ってきたところであり、当該議論を踏まえ、令和7年度の制度の在り方及び令和8年度からの本格実施に向けた検討の方向性について、以下のとおり、取りまとめる。

## 第2 令和7年度の制度の在り方について

### 1 令和7年度の利用可能時間について

- こども誰でも通園制度の利用可能時間については、令和6年度の試行的事業においては、こども一人あたり「月10時間」が補助基準上の上限とされているところであるが、これは、制度の本格実施を見据えて、依然として待機児童対策が求められている地域が比較的多い都市部を含め、全国で提供できる体制を確保できるようにすることに加え、
- ・ こどもが、家族以外の人と関わる機会や、家庭とは異なる様々な経験を得られること、
  - ・ 慣れるのに時間がかかるこどもへの対応に十分な配慮が必要であるものの、こどもにとって十分に効果が期待されること
- といった考え方も踏まえて設定されたものである。
- この点、令和7年度の利用可能時間については、以下のような意見が検討会で挙げられた。
- ・ こども誰でも通園制度の理念を起点として考えるとき、令和8年度の全国での本格運用に当たっては、可能な限り多くのこどもたちによる本制度の利用の実現を最優先に考えて、まずは幅広い利用者を視野に入れた上限10時間で開始することが適切であると考える。
  - ・ 全ての方に10時間ということはもちろん大事だが、こういう家庭に対してはここまでやったほうがいいのではないかという、こどもの育ちに合わせて保護者と保育者が話し合いながら柔軟に利用時間を選択できるような建付けができれば良いのではないか。
  - ・ 月10時間では足りない。乳児の基本的生活習慣の獲得を考えたときに、寝る、食べる、排泄をするということも含めて、しっかりと生活ができるためには最低4、5時間程度かかるのではないかということ踏まえて、利用時間をもう少し延長してほしい。
  - ・ 利用できるのであれば10時間以上ぜひと思うが、普及の過程にあって多くの方に利用していただこうと思うと、まずは10時間からということではないか。
- その上で、令和7年度の利用可能時間については、こども誰でも通園制度を法律上の制度として実施するに当たり、全国の自治体におい

て対象となる全てのこどもが等しく利用できる制度とする観点に鑑みれば、全国的な提供体制の確保状況に大きな変更がない（※）ことや、保育人材の確保が課題となっている現状を踏まえ、引き続き、「月 10 時間」を国による補助基準上の上限とすることが適当である。その上で、各市町村において、それぞれの実情に応じて、補助の対象となる「月 10 時間」を超えて、こども誰でも通園制度を実施することは妨げないこととすることが適当である。

（※）令和 6 年 4 月 1 日時点の定員充足率（利用児童数／保育所等利用定員）は 88.8%（対前年▲0.3%）と令和 5 年 4 月 1 日から横ばい。

## 2 対象施設及び認可手続について

- 試行的事業においては、実施場所は「保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター等」とされており、対象施設が限定されておらず、認可外保育施設や専用施設においても実施されている。また、事業の実施主体である市町村から、適切に事業を実施できると認められる者に対して事業の実施を委託することができることとされている。
- こども誰でも通園制度の制度化に当たっては、「こどもの安全」が確保されることが大前提であり、支援の質の確保の観点から、実施主体である市町村による認可の下、受入れ体制が整っている施設において実施すべきである。この点、令和 7 年度から、児童福祉法上「乳児等通園支援事業」として位置付けられるとともに、家庭的保育事業等と同様に市町村長による認可事業とされることとなるが、多様な主体の参画を認める観点からは、対象施設自体は限定をせず、認可基準を満たしており、適切に事業を実施できる施設であれば認めることとするべきである。
- その上で、こどもにとって安全・安心な制度となるよう、認可基準については適切に設定し、家庭的保育事業等における認可手続と同様に、設備運営基準への適合状況等に照らし、実施可能かどうか丁寧に確認の上、当該基準を満たしているものに限り実施を可能とするべき

である。なお、認可に当たっては、事業を行うために必要な経済的基礎の有無や、事業を行う者の社会的信望、設備運営基準への適合状況について審査を行い、市町村児童福祉審議会又は児童の保護者その他児童福祉当事者の意見を聴取することとなるが、その際、制度化に当たっての市町村の事務負担に鑑み、法令に反しない範囲での手続の簡素化の方策について検討すべきである。

### 3 対象となるこどもについて

- 試行的事業においては、対象となるこどもは「保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満」とされている。
- この点、令和7年度の対象となるこどもの年齢については、以下のような意見が検討会で挙げられた。
  - ・ 受入れの年齢については、こどもの安全面を第一に考えて決めていくことが必要ではないか。
  - ・ 保育所は、生後57日からの預かりが可能な施設になっていることも踏まえ、手を挙げた園が生後57日以降のこどもたちも預かれるように、そうした選択ができるような制度にしていきたい。
  - ・ 生後6か月未満の体制という意味では、地域子育て支援拠点において親子の交流、相談、情報提供、講座、講習などを実施しており、利用者支援事業という相談機能も、拠点の中で併せて実施しているところが約半数ぐらいある。それらをうまく活用し、6か月以降については、こども誰でも通園制度をうまく使えればと考えている。
- その上で、こども誰でも通園制度の制度化に当たっては、0歳6か月までの期間については伴走型相談支援等が実施されていることや、安全配慮上の懸念、こども誰でも通園制度は実行可能な制度設計からスタートさせることが重要であることを踏まえ、対象となるこどもを「保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満」とすることが適当である。
- なお、乳幼児期におけるこども・子育て支援はこども誰でも通園制

度のみにより担われるものではなく、伴走型相談支援等を基本として、産後ケア事業、家庭支援事業（子育て短期支援事業、養育支援訪問支援事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業）等の様々な支援策を、必要に応じこども家庭センターで作成するサポートプラン等により適切に組み合わせながら支援していくことが重要である。引き続き、妊娠期からの切れ目のない支援を実現できるよう、こども誰でも通園制度とともにこれらの関係施策を充実させていくべきである。また、保育の必要性の認定は就労要件に限られず、支援が必要な家庭には、保育の利用を勧めることも考えられることについて、周知すべきである。

#### 4 利用方式について

- 試行的事業においては、「定期的な利用方式」、「定期的でない柔軟な利用方式（いわゆる自由利用方式）」について、どちらか一方での実施だけではなく、定期的な利用方式と定期的でない柔軟な利用方式の組み合わせ等、ニーズに応じて柔軟に利用方法を選択して実施することが可能とされている。
- この点、「定期的な利用方式」については、こどもにとって慣れた職員と継続的なかわりを持つことができるほか、事業者にとっても利用の見通しが立てやすいといった特徴がある一方、事業所が合わないと感じた時でも、他の事業所を途中利用しづらいといった点もある。
- また、「定期的でない柔軟な利用方式」については、こどもの状況に合わせて柔軟に利用できる、こどもに合った施設で、多くの保育士やこどもと触れ合うことができるといった特徴がある一方、事業所の質や受入れ側の保育士の負担にも相当配慮が必要となるという点もある。
- このようなそれぞれの方式の特徴や、こども誰でも通園制度を利用するこども・保護者のニーズは様々であること等を踏まえると、自治体や事業者において、地域の実情に応じた実施方法の選択や、組み合わせを行うことを可能とし、利用方式については法令上の規定を設けるべきではない。

- その上で、こども誰でも通園制度の利用については、地域や施設、利用者の状況によりさまざまな在り方が考えられるため、状況に応じて利用する際の留意点を「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」（以下「手引」という。）において示すべきである。また、こども誰でも通園の制度設計に当たっては、どのような利用方式であっても、こどもが安心して利用できるよう、例えば、園に慣れるのに時間がかかるこどもへの対応として、初回に保護者と面談を行ったり、通園初期の「親子通園」を可能とするほか、国が構築するシステムを活用し、こどもについて理解するための情報の共有ができるようにするべきである。

## 5 実施方式について

- 試行的事業においては、一時預かり事業における実施方式を踏まえ、一般型（在園児合同又は専用室独立実施）又は余裕活用型により実施されている。その上で、「医療的ケア児の利用については、通所を基本としつつ、こどもの状態により、外出が困難な場合においては、当該こどもの居宅へ保育従事者を派遣することも可能」とされている。
- この点、こども誰でも通園制度は通園を前提とした仕組みとして制度化するものであるが、外出することが難しい障害のあるこどももいることも考慮しながら検討する必要がある。

一方で、こども誰でも通園制度において、居宅訪問型の事業形態を含めることについては、①「家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる」「こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がある場で、同じ年頃のこども達が触れ合いながら、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて成長できる」といった制度の意義との関係で、居宅での支援をどう位置づけることができるか、②障害児に対する支援として既に給付の対象となっている居宅訪問型児童発達支援や障害児居宅介護といった既存事業との整合性をどのように整理できるのか、③現行の一時預かり事業の中では「居宅訪問型」の類型を設けており引き続き一時預かり事業の中で実施することは可能であること、等を踏まえた上

で、十分な検討が必要である。

- こうしたことを踏まえ、こども誰でも通園制度の制度化に当たっては、引き続き試行的事業と同様に一般型、余裕活用型を法令上位置付けた上で、こども誰でも通園制度は、「通園」を基本とする制度であるが、保育所等で過ごすことや、外出することが難しい状態にあるこども（医療的ケア児や障害児を想定）に対応するために、当該こどもの居宅へ保育従事者を派遣することについては運用上認めるべきである。

## 6 人員配置基準について

- 試行的事業においては、人員配置基準について一時預かり事業と同様の基準で行うこととされており、保育士以外の人材も活用しつつ、事業が実施されている。

（※）試行的事業における人員配置基準

- ①余裕活用型：各施設の基準を遵守
- ②一般型：一般型一時預かり事業に準じた基準（2分の1以上は保育士）

- この点、人員配置基準については、以下のような意見が検討会で挙げられた。
  - ・ 従事者の資格について、こどものための制度ということで、また、0～2歳、そして、毎日来るこどもたちではないということで、そこには専門性のある保育士が関わることを基本としていただきたい。ただ、現在、保育士が足りていないということもあるため、特例として何らかの措置をとるなどし、あくまでも有資格者を基本とするとしていただきたい。
  - ・ 有資格者の確保が難しいということなので、みなし保育士、保育補助者の存在が重要ではないか。
  - ・ 配置される職員については、0～2歳の発達の特性や見識を有した上で、十分な保育の経験を持つ保育者、補助的な役割を担う方の両方が必要ではないか。
  - ・ 有資格者の配置が難しい状況であるため、試行的事業においては一時預かり事業の専門研修を修了した子育て支援員の活用を認めており、同様の形で対応していただきたい。

- ・ 小さい施設でより多くの施設が取り組むようにするには、基準は守った上で、一時預かりや他事業との兼任について考えていく必要がある。

- その上で、こども誰でも通園制度の制度化に当たっては「こどもの安全」が確保されることを前提に、試行的事業の実施状況を踏まえ、一時預かり事業と同様の人員配置基準とすることが適当である。

## 7 設備基準について

- 試行的事業においては、一時預かり事業における取扱いと同様、一般型では保育所の設備基準に準じ、余裕活用型では保育所、家庭的保育事業等の既存の各施設等の設備基準に従うこととされている。
- こども誰でも通園制度の制度化に当たっては、試行的事業を実施している事業所類型が多様であること、また試行的事業から制度化への移行を円滑に進める必要があることを踏まえ、一時預かり事業と同様の設備基準を定めるべきである。

## 8 安定的な運営の確保について

- 試行的事業では、補助単価について、こども一人1時間当たり850円とした上で、保護者から1時間当たり300円程度を標準に徴収することとされている。これに加え、医療的ケア児（2,400円）・障害児（400円）・要支援家庭のこども（400円）の受入に係る加算措置が実施されている。
- なお、キャンセル料については、当日のキャンセルがあった場合、市町村から事業者への支払いの対象とすることも可能としつつ、支払いの対象とする場合には、予定していた利用者の利用可能時間についても、利用したものとみなすこととされている。
- この点、補助単価については、以下のような意見が検討会で挙げられた。
  - ・ 1時間850円では、利用者人数で考えると人件費にも満たず、安定

した運営のため、利用時間数に係る給付のみではなく、運営に対する基礎分の給付を検討してはどうか。

- ・ 事業者からは、利用者がいない場合の運営コストの負担や、人件費の補助額、1時間 850 円などの点から、採算面に不安があるなど消極的な声が多く、応募が無かった。
- ・ 単純に単価を上げていただきたい。保育の質を維持するためにも、単価の見直しを継続議論する場を設けていただきたい。
- ・ 補助基準額について、いろいろな園から、この事業に参加したいけれども、この金額では到底やれないという声を結構聞いている。
- ・ 「給付制度」として位置付けていくという意味では、行政責任として、どこにお住まいでも、誰でも利用できる環境を整える必要がある。地方部では人件費相当額の収入はなかなか厳しいため、安定的な財源確保をお願いしたい。
- ・ お子さんをお預かりするときにしっかり面接をするが、こどもの情報だけではなく、家族の情報なども含めて丁寧に対応する必要があるということで、ベテランの保育士と担当者と、こどもを見る人がいて、そこに対する最初の面接のときの報酬も1時間分とか、10 時間以外の方が良いと思うが、考えていただく必要があるのではないかと。

- その上で、こども誰でも通園制度の制度化に当たっては、医療的ケア児等の受入れに係る加算措置については引き続き実施しつつ、補助単価については必要な人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう設定するべきである。また、こどもの年齢ごとに関わり方に特徴や留意点があることを踏まえ、利用するこどもの年齢に応じた1時間当たりの補助単価を設定するべきである。なお、キャンセル料については、試行的事業と同様の取扱いとすべきである。

## 9 その他の事項について（手引、総合支援システム）

- 令和7年度のこども誰でも通園制度の事業実施に当たり、実施事業者はもとより従事する保育者や自治体の担当者が、こども誰でも通園制度の趣旨目的を理解し、年齢ごとの関わり方の留意点や利用方法等適切に事業を実施する上で参考となる事項について、自治体や検討会の構成員等の関係者の意見を聴きながら、手引としてとりまとめ、年

度末までに示すべきである。

- また、こども誰でも通園制度の制度化に当たっては、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図る観点から、こども家庭庁において①利用者が予約する（予約管理）、②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できる（データ管理）、③事業者から市町村への請求を容易にできる（請求書発行）ことの3つの機能を併せ持つシステムの構築が進められており、令和7年度から運用の開始が予定されているが、システム運用開始後も実際の運用の状況や利用者や事業者、自治体の意見等を踏まえ、利便性の向上や効果的・効率的な制度運用に資するよう、必要な改修を行っていくべきである。

### 第3 令和8年度の本格実施に向けて

#### 1 令和8年度以降の利用可能時間について

- 令和8年度以降、こども誰でも通園制度が子ども・子育て支援法上の「乳児等のための支援給付」と位置付けられることに伴い、同法に基づき、利用可能時間を法令上規定する必要がある。

（※）子ども・子育て支援法第30条の20第3項に規定される「十時間以上であって乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間」について、内閣府令で規定する必要がある。

- 令和8年度以降の利用可能時間を法令上規定するに当たっては、令和7年度における制度の実施状況、全国的な提供体制の確保状況、保育人材の確保状況等を踏まえ、引き続き、検討を行う必要がある。

- なお、第8回こども未来戦略会議（令和5年12月11日）参考資料1「こども未来戦略方針の具体化に向けた検討について」において、「人材確保などの課題があり、令和8年度から国が定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、国が定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置を設ける。（令和8・9年度の2年間の経過措置）」とされている。この経過措置の詳細についても、検討する必要がある。

（※）子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則

第6条の規定により、令和8年度及び令和9年度においては、第30条の20第3項の「十時間」は「三時間」と読み替えて適用することとされている。

## 2 給付化に伴う公定価格の設定について

- 令和8年度からの給付化に伴い、こども誰でも通園制度の1時間当たりの費用について、公定価格として設定する必要がある、その在り方について検討する必要がある。また、地域区分や加算、利用料等の在り方についても併せて検討する必要がある。

- なお、公定価格の設定に当たっては、必要な人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう設定する必要がある。

(※) 子ども・子育て支援法第30条の20第3項において、「乳児等支援給付費の額は、一月につき、特定乳児等通園支援を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される一時間当たりの特定乳児等通園支援に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該一時間当たりの特定乳児等通園支援に要した費用の額を超えるときは、当該額）に当該月に乳児等支援給付認定子どもについて特定乳児等通園支援を利用した時間（当該時間が十時間以上であって乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間を超えるときは、当該内閣府令で定める時間）を乗じた額」と規定される。

## 3 こども誰でも通園制度の従事者に対する研修について

- こども誰でも通園制度の制度化に当たっては、一時預かり事業と同様の人員配置基準とすることが適当である（第2の6）としたが、この場合、保育士以外の従事者がこども誰でも通園制度に従事することもあり得る。

- こども誰でも通園制度の実施に当たっては、「こどもの安全」が確保されることが前提であり、また、通常の保育や一時預かり事業とは異なる専門性が求められる。こうした安全性や専門性を担保するために、令和8年度の本格実施に向けては、こども誰でも通園制度の従事者向けの研修を開発するべきであり、その内容や実施方法について、引き続き、検討する必要がある。

#### 4 市町村による提供体制の整備と広域利用の関係について

- こども誰でも通園制度が令和８年度から全国で実施されると、居住地市町村以外の市町村においても、こども誰でも通園制度を利用することが法律上可能となる。一方で、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に量の見込みを記載した上で、提供体制を確保していくことが求められている。
- このような状況下では、市町村は居住者以外の需要等についても考慮して整備を進めていく必要があると考えられるところ、広域利用の在り方も含めて、整理が必要である。

#### 5 令和８年度の全国実施に向けた市町村や事業者の準備等について

- 令和８年度のこども誰でも通園制度の実施に向けて、全ての市町村において、条例制定、認可・確認手続等の準備を着実に進めていくことが求められる。
- また、こども誰でも通園制度は、こどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的とする制度であり、提供の量のみでなく、こどもの育ちに着目した提供の質を確保していくことが必要である。併せて、医療的ケア児や障害児等が利用できる環境の整備、家族支援の充実や、要支援家庭への支援・対応における関係機関との連携などを進めていくことが求められる。
- 全ての市町村が令和８年度、量と質の両面から地域のニーズを踏まえたこども誰でも通園制度の提供体制を確保し、事業者とともに円滑に事業をスタートできるよう、こども家庭庁や都道府県においては、本格実施に向けた時間軸も踏まえながら、適時適切に市町村や事業者の取組を支援していくことが必要である。
- また、制度の本格実施に向けては、国と地方公共団体とが連携して、利用者や保育所等をはじめ、制度の認知を高め理解を深めるための周知広報を積極的に行っていくことが重要である。

#### 第4 おわりに

○ 本取りまとめは、令和7年度の制度の在り方及び令和8年度の本格実施に向けた検討の方向性を整理したものであり、こども家庭庁には、本取りまとめを踏まえて、令和7年度の制度化の準備を進めるとともに、令和8年度の制度の本格実施に向けた検討をさらに進めていくことを求める。

なお、こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討に当たっては、特に現場の実態を把握し、幅広い関係者の意見を丁寧に伺いながら検討していくことが重要である。したがって、こども家庭庁は、引き続き、学識経験者、保育所・認定こども園・幼稚園などの関係事業者、地方公共団体と意見交換や議論を重ねながら検討していくべきである。